

◆郵便等による不在者投票

郵便等投票ができる人は、「身体障害者手帳」か「戦傷病者手帳」または「介護保険被保険者証」の交付を受けていて障害等の程度が次のとおりの人です。なお、郵便等投票をするためには郵便等投票証明書が必要です。該当すると思われる人は、早めに市選挙管理委員会へお問い合わせください。

① 身体障害者については

障 害	1 級	2 級	3 級
両下肢、体幹、移動機能	○	○	—
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○	—	○
免疫、肝臓	○	○	○

② 戦傷病者については

障 害	特別項症	第 1 項症	第 2 項症	第 3 項症
両下肢、体幹	○	○	○	—
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	○	○	○	○

③ 介護保険法の要介護者については…要介護状態区分が「要介護5」の人

◇郵便等投票の代理記載…郵便等投票証明書をお持ちの人で、自分で投票用紙に記載することができない人（身体障害者手帳の上肢または視覚障害が1級、戦傷病者手帳の上肢または視覚障害が特別項症から第2項症までの人）は、代理人（あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た人）に記載させることができます。



参議院議員通常選挙

投票は7月11日(日)
午前7時～午後8時



～この思い 届けるための この一票～

☆投票できる人

投票できる人は、①②のどちらの要件にも該当する人です。

- ① 年齢が満 20 歳以上の人（平成 2 年 7 月 12 日までに生まれた人）
- ② 平成 22 年 3 月 23 日以前から引き続き本市の住民基本台帳に記載されている人

☆投票所入場券（はがき）

投票所入場券は、個人ごとに郵送しています。投票には自分の投票所入場券をお持ちください。紛失したり忘れた時でも投票できますので投票所の係員に申し出てください。
※平成 22 年 6 月 21 日以降に市内間の転居届を出した人は、前の住所地の投票所での投票となりますので、投票所入場券の投票場所を確かめて投票してください。

☆選挙公報

選挙公報は、各世帯へ 7 月 9 日(金)までに配布いたします。なお、市役所本館 1 階ロビーや各校区公民館にも備えますのでご利用ください。

☆期日前投票および不在者投票

◆期日前投票

投票日の当日に仕事や投票区外へ外出する用事がある人、病気や妊娠などで歩行が困難であると予想される人などは、期日前投票ができます。

*期日前投票の方法 宣誓書に記載されている当日投票できない理由を選択し、投票用紙に選挙区選挙では候補者名を、比例代表選挙では候補者名または政党名を記載して直接投票箱に入れば完了。

*期間 6月25日(金)～7月10日(土)

*時間 午前8時30分～午後8時（土曜・日曜も同じ）

*場所 小郡市期日前投票所（市役所北別館1階 中会議室）

*持参するもの 投票所入場券または入場券が届いていなければ本人と確認できるもの（運転免許証、健康保険証等）

◆指定病院、施設などにおける不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどの施設に入院または入所している人で、不在者投票事由に該当する人は、それぞれの施設の管理者に申し出して施設で投票することができます。

◆滞在地における不在者投票

投票日当日または期日前投票期間中に出張や旅行などで投票できない場合は、その滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができます。不在者投票請求書など必要な手続きがありますので、事前に市選挙管理委員会へお問い合わせください。市ホームページでも紹介しています。

☆あなたの投票所を確かめてください

投票区	投 票 所	行 政 区
小 郡 第 1	小 郡 小 学 校 体 育 館	東町、上町、中町、下町、新町、駅前、開 1
小 郡 第 2	シルバー人材センター	開2、寺福童、西福童、東福童
小 郡 第 3	人権教育啓発センター	大崎、小坂井1、小坂井2
大 原 第 1	大 原 小 学 校 体 育 館	大坂井1、大坂井2、大保
大 原 第 2	大 原 中 学 校 体 育 館	中央1、中央2、緑、中学前
東 野	東 野 小 学 校 体 育 館	大原、東野、西島、大保原
三 国 第 1	三 国 校 区 公 民 館	横隈、力武、新島、古賀（三国が丘1丁目を除く）、三沢（蒔又地区を除く）
三 国 第 2	小郡高校セミナーハウス	津古、みくに野団地、古賀（三国が丘1丁目）
三 国 第 3	のぞみが丘小学校体育館	希みが丘、美鈴が丘、三沢（蒔又地区）
三 国 第 4	三 国 が 丘 公 民 館	三国が丘1、三国が丘2
立 石	立 石 校 区 公 民 館	立石小学校区全域
御 原	御 原 校 区 公 民 館	御原小学校区全域
味 坂	味 坂 校 区 公 民 館	味坂小学校区全域

問い合わせ先 市選挙管理委員会事務局 ☎ 72 - 2111 内線 622